

令和6年度松本市中小企業融資制度資金 改正点一覧 【R6. 4.1 申込分から】

1 景気変動対策資金（特別・一般）の融資条件について

新型コロナウイルスの影響収束により、前4か年（コロナ直前期～）いずれか同期との比較を終了します。
物価高等の影響を考慮して、比較項目として収益性を残し、前3か年（物価高騰直前期～）いずれか同期との比較とします。

現行	
特別	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が 前4か年のいずれか同期 に比べ、10%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が 前4か年のいずれか同期 に比べ、10%以上減少している 2 セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方（借換の場合は各号） 3 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する方
一般	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が 前4か年のいずれか同期 に比べ、5%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が 前4か年のいずれか同期 に比べ、5%以上減少している 2 セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方



新	
特別	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が 前3か年いずれか同期 に比べ、10%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が 前3か年いずれか同期 に比べ、10%以上減少している 2 セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方（借換の場合は各号） 3 危機関連保証制度要綱（平成29・10・23中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する方
一般	1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月の売上高又は収益性が 前3か年いずれか同期 に比べ、5%以上減少している (2) 最近6か月の売上高又は収益性が 前3か年いずれか同期 に比べ、5%以上減少している 2 セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方

2 信用保証料補助の補助割合について

保証料の上乗せ負担等により経営者保証の解除を選択できる制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）を利用する場合、長野県の制度改正にならぬ補助割合を引き下げ、これまでと同水準の補助額とします。

現行	
区分	補助割合
一般保証	4/5
特別保証	全額



新			
区分	通常時	上乗せ0.25%時	上乗せ0.45%時
一般保証	4/5	3/5	1/2
特別保証	全額	3/4	2/3

